



目次

1. 今月のハイライト	p.1
2. 各国税務ニュース(2022年2月28日時点)	p.2
インドネシア タイ ベトナム フィリピン マレーシア シンガポール オーストラリア	
3. セミナー情報	p.5
ASEAN 地域 シンガポール フィリピン オーストラリア	
4. 各国問い合わせ先	p.6

今月のハイライト

1. タイ、ベトナム、フィリピンにて租税条約関連のアップデートがありました。

タイ、ベトナムでは BEPS防止措置実施条約(MLI)への署名が行われました。今後のMLIの発効に伴い、租税条約の置き換えの取り扱い(特に、キャピタルゲイン課税、恒久的施設、相互協議関連)に影響を与える可能性があり注意が必要です。

フィリピンでは租税条約適用申請のルール変更に関する通達が公表されました。租税条約適用に関する承認を一度でも課税当局から取得すれば、以後、同じ非居住者に対する同様の支払いについて租税条約適用申請が不要となった旨が示されています。

2. シンガポールでは税制改正案を含む2022年度予算案が公表されました。GSTの段階的な引き上げ(2023年1月1日から8%、2024年1月1日から9%)や個人所得税の最高税率引き上げ、高級住宅への不動産税の引き上げなどが公表されています。

一方、法人税課税に関しては、OECDの第2の柱、最低法人税率に対応するためのシンガポールにおける最低実効税率(METR)の検討が行われる旨が事前通知されるにとどまりました。第2の柱への具体的な対応については来年度予算案にて公表される見通しです。

3. インドネシアでは、VAT暫定還付手続(特定のVAT課税対象事業者が通常のVAT税務調査を受けることなくVATの暫定還付を要求するための手続)の還付額の上限が、10億ルピアから50億ルピアに引き上げられる旨の規則が発行されました。

各国税務ニュース(2022年2月28日時点)

インドネシア



VATの暫定還付 – 最新情報

財務大臣は2021年12月30日、付加価値税(VAT)の暫定還付について最新情報を提供する規則PMK-209/2021を発行し、VAT暫定還付手続の対象となるVAT還付額の上限が10億ルピアから50億ルピアに引き上げられました。

新地方税法

政府は2022年1月5日、「中央政府と地方政府の財政関係に関する法律2022年第1号」(Hubungan Keuangan antara Pemerintah Pusat dan Pemerintahan Daerah/HKPD)を公布しました。この法律により、地方税の賦課、中央政府と地方政府の間の財政関係が新たに規定されました。この法律は、既存の法律の修正・取り消しも行っています。概要につきましては、[本TaxFlash](#)をご参照ください。

COVID-19の優遇措置の延長について

財務大臣は2021年1月25日、PMK-3/2022を発行し、これまでの財務大臣規則により提供されていた新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に関連する優遇措置が拡大されました。

PMK-3/2022では、以下の3つの優遇措置のみが期間延長されています。

1. 対象となる納税者について、輸入品にかかる第22条所得税が免除される。
2. 対象となる納税者について、第25条月次所得税分割納税が50%減額される。
3. 灌漑用水利用改善加速化プログラム(Program Percepatan Peningkatan Tata Guna Air Irigasi/P3-TGAI)の下で納税者が受け取る建設所得にかかる最終所得税は、政府が負担する。

COVID-19関連自動車のLST優遇措置に関する最新情報

財務大臣は、PMK-31/2021で規定されていた自動車に対する奢侈品販売税(LST)の優遇措置を見直すPMK-5/2022を発行しました。この更新は、2022年1月から12月までの期間に適用される予定です。対象となる自動車はすべて、80%以上の現地調達率の要件を満たす必要があり、対象となる自動車の価格の範囲も定められています。

COVID-19に関連する土地付き住宅と住居用ユニットのVAT優遇措置に関する最新情報

財務大臣はこのほど、土地付き住宅および住居用ユニット(unit hunian rumah susun)の引渡しに対するVATの優遇措置の期間を延長するPMK-6/2022を発表しました。PMK-6/2022は、PMK-103/2021を失効させるものです。優遇措置、対象資格、管理要件は主に以前の財務大臣規則と同じですが、新しい規定も定められています。販売価格20億ルピア以下の物件については支払うべきVATの50%(従来は100%)、販売価格が20億ルピアを超え50億ルピアまでの物件については支払うべきVATの25%(従来は50%)を政府が負担します。

印紙税の免除について

政府は2022年1月12日、GR-3/2022を発行し、印紙税法により印紙税が免除される以下の4種類の文書について、詳細を説明しています。

- 自然災害による土地・建物の譲渡に関する書類
- 宗教活動や非商業活動のための土地・建物の譲渡に関する書類
- 政府のプログラムおよび金融・財政政策の実施に関する書類
- 国際協定の履行に関する書類

CFC 規則: 追加ガイドライン

国税総局(DGT)は 2021 年 12 月 28 日、被支配外国法人(Controlled Foreign Companies / CFC)に関する財務大臣規則を実施するための内部ガイドラインとして、SE-55/2022 を発行しました。SE-55/2022 は、さまざまな事例を含む、包括的なガイドラインを提供しています。今回の TaxFlash では、財務大臣規則に規定されている条項に加えられた追加ガイダンスといくつかの問題点のみを取り上げます。

再協議されたインドネシア・UAE 租税条約の発効

政府が 2021 年 8 月 19 日にアラブ首長国連邦(UAE)に外交文書を送付したことに伴い、批准書の交換が完了し、本新租税条約の発効が決定しました。その後、国税総局(DGT)による SE-57/2021 の発行により、租税条約が発効し 2022 年 1 月 1 日以降に受領または稼得する所得に適用されることが発表されました。

SE-57/2021 は、再協議された本租税条約が、MLI(多国間条約)規定の下適用される修正を含む 1995 年租税条約に取って代わったと規定しています。

タイ



PwC Tax Insight #5/2022: 2022 年の関税調査の動向

タイ関税局による関税調査の最近の動向を説明します。現行の COVID-19 関連の救済措置を解除し、通関後の関税調査を再開する動きが見られます。

PwC Tax Insight #6/2022: 特定の電子文書および書面の文書にかかる印紙税納税措置の期間延長

歳入局長通達(第 64 号)および(第 65 号)が 2022 年 2 月 11 日に発効し、特定の電子文書や書面について、印紙税納税にかかる代替措置の適用期間が延長されました。

PwC Tax Insight #7/2022: Thailand signed the MLI

政府は 2022 年 2 月 9 日、BEPS 防止措置実施条約(Multilateral Convention to Implement Tax Treaty Related Measures to Prevent Base Erosion and Profit Shifting、「MLI」)に署名しました。発効については、OECD への寄託後、数カ月が見込まれます。

Tax Insight(英文)については、日本語翻訳版を発行する予定です。PwC タイの [PwC Tax & Legal Insights](#) のウェブページをご参照ください。

ベトナム



BEPS 防止措置実施条約(MLI)への署名

政府は 2022 年 2 月 9 日、「税源浸食および利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約(MLI)」に署名しました。

今後、MLI の発効に伴って租税条約が置き換えられ、特にキャピタルゲイン課税、恒久的施設(PE)、相互協議(MAP)の取り扱いに影響を与える可能性があります。

フィリピン



租税条約適用申請に関するルール変更

内国歳入庁(BIR)は 2022 年 2 月 17 日に租税条約適用申請のルール変更に関する通達(RMC No. 20-2022)を公表しました。今回の通達では、租税条約適用に関する承認(Certificate of Entitlement—COE)を BIR から一度取得した場合、以後、同じ非居住者に同様の性質の支払を行うケースでは租税条約適用申請が必要ないことが示されています。

マレーシア



2月のマレーシア税制アップデート

マレーシア税務に関する直近の動向のうち、日系企業にも関心が高いと考えられる主な項目は以下のとおりです。

- 予定納税額の11カ月目の修正

2022年度政府予算案において、法人税の見積額(予定納税額)の11カ月目の修正の申請が認められました。内国歳入庁は、2022課税年度については、2022年11月30日までに事業年度が終了する会社のみ修正の対象になると公表しました。

- 過大支払利子税の改正

支払利子の損金算入限度額の算定に用いるTax-EBITDA(税務上の減価償却、税金控除前の所得)の算定において、税務上の追加控除を適用している場合、従来は足し戻す金額の算定に関して不明確な点がありました。この点の改正が行われ、足し戻す金額の明確化が図られました(2022年2月1日より適用)。

シンガポール



2022年度予算案の公表

予算案に係るPwCシンガポールのコメント

政府は2022年2月18日、2022年度予算案を公表しました。

GSTの引き上げ(現行の7%から、2023年1月1日より8%、2024年1月1日より9%に引き上げ)のほか、課税の累進性を確保するための個人所得税の最高税率引き上げや、高級住宅に係る不動産税の引き上げ、高級車所有に係る追加課税など富裕層への課税強化も発表されています。

また、法人課税に関してはOECDのBEPS2.0第2の柱(最低法人税)に対応するための、シンガポールにおける最低実効税率(METR)の検討が行われる旨も事前通知されています。現時点においては各国での法制化がなされていないことから、2022年予算案ではMETRを検討する旨が通知されるにとどまりましたが、2023年予算案では法人税制に大きな変更が生じる可能性があります。

オーストラリア



Monthly February

オーストラリア税務に関する直近の動向のうち、以下について解説しています。

- 輸入ハイブリッドミスマッチに関するATOガイダンスの最終化
- 一時的な即時償却制度に関するルーリングの最終化
- 無形資産の耐用年数自己評価のコンサルテーション
- OECDによる第2の柱のモデルルールの公表
- 移転価格事前確認(APA)に関するATOのレビュー
- 支払時間報告制度(PTR)に関する最新情報

セミナー情報

各国で直近実施したセミナー、および今後開催予定のセミナーについてご案内します。登録・視聴リンクがないセミナーについても、ご興味がありましたら、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

ASEAN地域 「新たなビジネスモデルの創造へ: ASEAN 組織再編・再生シリーズ」

日時: 2021年12月10日(金)より一定期間配信



概要: 2022年2月7日より4月頃にかけて、ASEAN地域に事業・現地法人を有する日系企業を対象に、ASEAN事業の組織再編やリストラクチャリングに関するオンラインセミナーを配信します。各国の現場の最前線で実務を担当している責任者が最新の事例も交えて、シリーズ形式で解説いたします。

言語: 日本語

登録リンク: [こちら](#)

シンガポール



PwC 共催オンラインセミナー「Alteryx を活用した税務申告作業の自動化と国際税務業務における Alteryx 活用事例のご紹介」

日時: 2021年12月10日(金)より一定期間配信

概要: テクノロジーの活用による業務効率化に焦点を当て、Alteryx社とPwCシンガポールと合同で「Alteryxを用いた税務業務自動化」についてご紹介するオンラインセミナーを配信しています(所要時間:計60分)。

1. PwCシンガポールの税務申告書作成自動化に関する取り組み(概要)
2. Analytic Process Automation (APA)のご紹介およびデモ
3. パネルディスカッション(Alteryx社、PwC税理士法人、PwCシンガポール)

言語: 日本語

登録リンク: [こちら](#)

フィリピン



「税務アップデートウェビナー」

日時: 2022年4月5日(火)14:00~15:40(フィリピン時間)、15:00~16:40(日本時間)

概要: 第1部では、昨年3月に大幅に改正された租税条約適用申請(TTRA-Tax Treaty Relief Application)のガイドラインの概要とその後TTRAに関連して公表された税務通達(RMC)による実務上の影響について日本語で解説します。また、第2部では、昨年来、度重なるルール変更が行われている経済区企業に関連するVATインセンティブの取り扱いについて、CREATE法や直近で公表されたVATに関するQ&A(RMC No.24-2022)の内容も踏まえ、実務上のインパクトについて主に解説する予定です。

言語: 日本語

登録リンク: [こちら](#)

オーストラリア 「2022/23年度連邦政府予算案オンラインセミナー」



日時: 2022年4月21日(木)

概要: 日本企業に影響のある項目を重点的に、概要および法人税・個人所得税の観点から解説します。

言語: 日本語

申込リンク: [こちら](#)

オーストラリア法人関連税制の概要および最新トピックについて

日時: 2021年10月22日(金)

概要: 法人に関連する税制の概要や最新トピック(ハイブリッドミスマッチルールなど)について、日本企業からよくいただく質問事項に重点をおいて解説します。

言語: 日本語

視聴リンク: [こちら](#) (2022年10月22日まで配信)

各国問い合わせ先

より詳しい情報、または個別案件への取り組みやご相談につきましては、PwCの貴社担当者もしくは下記担当者までお問い合わせください。

共同統括責任者	神保 真人 (税理士法人 パートナー)、 菅原 竜二 (PwCインドネシア パートナー)
PwC税理士法人 (日本)	神保 真人、 野田 幸嗣 (移転価格)、 川上 一郎 (個人所得税)、青木 一憲(金融)、唐沢 聡
PwCインドネシア	割石 俊介 (カンントリーリーダー)、菅原 竜二(税務争訟および移転価格)、深澤 直人 問い合わせ先: id_jbd@pwc.com
PwCタイ	魚住 篤志 (カンントリーリーダー)、 武部 純 、加藤 夏樹(移転価格)、 原 亜記子(個人所得税)、木村 洋平 問い合わせ先: th_jbd@pwc.com
PwCベトナム	今井 慎平 (カンントリーリーダー)、小山 誠祐、小暮 寛之 問い合わせ先: vn_jbn@pwc.com
PwCフィリピン	東城 健太郎 (カンントリーリーダー)、 林田 俊哉 問い合わせ先: ph_jbd@pwc.com
PwCマレーシア	杉山 雄一 (カンントリーリーダー)、佐藤 祐司、本間 稔(移転価格) 問い合わせ先: my_pwc_japandesk@pwc.com
PwCシンガポール	平林 康洋(カンントリーリーダー)、 田中 文人 、 清水 迫 誠 (移転価格)、 川井 万里子(個人所得税、イミグレーション) 問い合わせ先: sg_japan_desk_tax@pwc.com
PwCオーストラリア	神山 雅央 (カンントリーリーダー)、 寺崎 信裕 、 三浦 孝心 、 高野 雄大 問い合わせ先: au_japan@pwc.com

→ バックナンバーは、[こちらから](#)ご覧ください。

PwCは、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することをPurpose(存在意義)としています。私たちは、世界156カ国に及ぶグローバルネットワークに295,000人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザーサービスを提供しています。詳細はwww.pwc.comをご覧ください。本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2022 PwC. All rights reserved. PwC refers to the PwC network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.